

広島県教育委員会教育長告示第二号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(広島県立歴史民俗資料館管理運営規則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の注2(1)中「大学生」を「大学生及びこれに準ずる者」及び同(2)中「及び高等学校の生徒」を「又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者」に改める。

(広島県総合グラウンド管理規則施行細則の一部改正)

第二条 広島県総合グラウンド管理規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「高等学校生徒」を「高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立歴史博物館管理運営規則施行細則の一部改正)

第三条 広島県立歴史博物館管理運営規則施行細則(平成元年広島県教育委員会教育長告示第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「幼稚園の園児、小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒」を「の幼児又は幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別記様式第三号の注2(1)及び(3)並びに別記様式第四号中「大学生」を「大学生及びこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲の一部改正)

第四条 広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲(平成二十六年広島県教育委員会教育長告示第二号)の一部を次のように改正する。

第五号の表中「及び高等学校生徒」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十八年四月一日から施行する。